



# みなみ

# 4

2014 April  
No.97



**桜の苗木を  
目と佐城山公園に植樹しました**

## 主な内容

- 平成26年度 美波町役場組織・職員配置表 … P2~3
- 美波町老朽化住宅解体費支援事業 … P4
- 犬の登録及び狂犬病予防注射について … P9
- 定住自立圏共生ビジョン事業 … P14
- 各お知らせ … P17

広報みなみ HP

ご存知  
ですか

# 老朽化した空き家の取壊し、撤去に補助金

《事業名：美波町老朽住宅解体費支援事業》

## ○どんな事業？

美波町では、平成25年度から町民の安全・安心と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した(空き家)を解体するとき、その費用の一部を助成しています。



## ○いくら助成があるの？

解体費90万円まではその額の2/3(限度60万円)が補助金です。(国費30万円 町費30万円)

それ以上は個人負担となります。

- 例 ①解体費60万円の場合(個人20万円 補助金40万円)  
②解体費120万円の場合(個人60万円 補助金60万円)

## ○どんな家が対象となるの？

美波町内の空き家になって長年(概ね10年以上)放置されたままとなっている住宅が対象です。家財道具、倉庫、車庫等は対象外です。

具体的には、規定された基準に基づき構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点(100点)以上となる住宅が対象となります。

注) 職員が補助の対象となるか見せて頂きますので事前にご相談してください。外観で判断出来ない場合は、住宅の内部を見せて頂きます。

## ○施工業者についての規定がありますか？

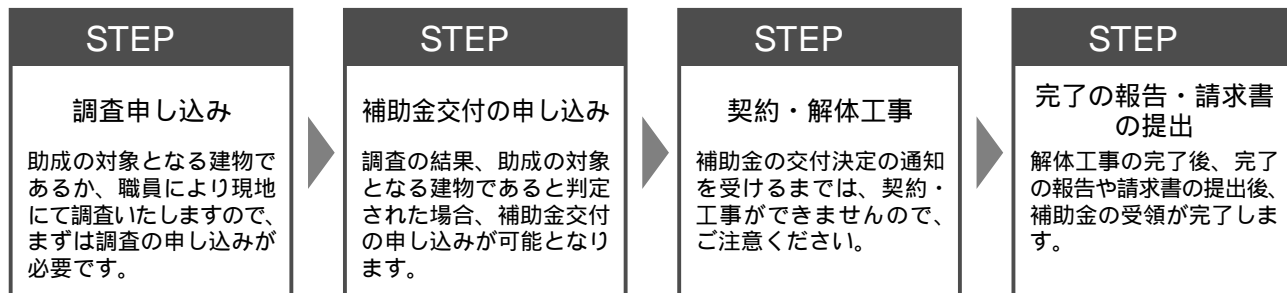
平成26年美波町建設工事指名業者名簿に登載の建設業者に工事を発注して頂きます。

## ○補助金を受けられる方は？

- ①空き家の所有者
- ②その他空家の所有者と同等と認める者
- ③町税等の滞納の無い方

## ○建物を解体すると固定資産税が上がるの？

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなることより、土地の固定資産税が上がる場合があります。詳しくは、役場税務課(☎77-3615)にお問い合わせください。



※なお、申し込みが多い場合は、平成27年度以降とさせていただきます。

【お問い合わせ先】 役場総務企画課 ☎77-3611

## ① 土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

役場税務課では、4月1日(火)から7月31日(木)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

## ② 家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします。

特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合は、滅失登記をされますようお願いします。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎ 77 - 3615

## 美波町特別支援連携協議会について

美波町では、特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対する支援体制の整備促進のために特別支援連携協議会を設置しています。医療・保健・福祉・労働・心理・教育等のそれぞれの機関の委員や保護者委員が連携をもち、現在だけでなく就労や自立にむけた支援のあり方について話し合います。

《特別支援連携》 協議会では次のようなことについて取り組みます。

平成25年度も、各関係機関が子どもたちへの切れ目のない自立へ向けての支援を行っていただけるように話し合いを持ちました。その中で、美波っ子ファイルの利用や各関係機関の取り組みについて情報交換しました。

### ①全体会

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援体制の推進や整備に関することについて研修を深めあったり話し合います。(年2回程度)

### ②支援ケース会

必要に応じて開かれます。特別な支援が必要なお子さんについて、関係機関に相談することができ、支援に関する対応を考えたり、長期的な視点にたったの助言をもらったりすることができます。

### ③その他、目的達成に必要なこと

\*美波町特別支援連携協議会では、保護者委員を公募します。(2名程度)

美波町内在住の方で特別支援教育について関心のある方は、5月23日までに町教育委員会(☎ 77 - 3620)へご連絡ください。任期は1年(4月1日から3月31日)です。



# 2014(平成26)年度 隣保館教養文化活動講座生募集 !!

隣保館では各種講座を通じて町内の皆様の相互交流を促進するために教養文化活動の講座生を募集します。お誘い合わせの上、ご参加ください。

※各教室とも受講希望の方は、平成26年5月2日までに隣保館(☎77-1199)へお申し込みください。定員を超える場合は抽選にて決定します。決定した方には通知をお送りいたします。なお、各教室とも5月の第3週目以降に開始します。

講座名 (募集人数)	講座開催日	開始時間	場所	講師
太極拳 (12名)	毎月第1・3火曜日	午後7:00~	教養娯楽室(2F)	岡本裕之先生
水墨画 (10名)	毎月第2・4水曜日	午後1:30~	保健衛生室(1F)	木内和美先生
パッチワーク (7名)	毎月第2・4火曜日	午前10:00~	保健衛生室(1F)	松代映子先生
ギター(初級) (20名)	毎月第1・3金曜日	午前10:30~	教養娯楽室(2F)	竹内岩夫先生
ストーンアート(石の亀づくり) (10名)	第2・4月曜日(6月~9月)	午後7:00~	保健衛生室(1F)	関原順子先生
手芸教室 (10名)	毎月第1・3水曜日	午後1:30~	保健衛生室(1F)	富田里美先生

※手芸教室は、かぎ針とアクリル毛糸でタワシを作ります。

みんなで納めて  
みんなで支える

わたしたちの

# 介護保険料

今年度の65歳以上の方の介護保険料は以下のとおりです。

みなさんに支えられながら出発した介護保険制度も平成26年4月で14年目を迎えます。高齢者や介護を必要とする人の増加が続き、介護サービス量も増加していく見込みです。このような状況の変化に対応していくために、平成24年度からは新しい事業計画が実施されました。それに伴い、介護保険料も見直され、保険料額も変更になりました。

いつまでも住みなれたこの町で安心して暮らしていくために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

介護保険スタート

介護が必要な人の増加

高齢者の増加・利用者の増加

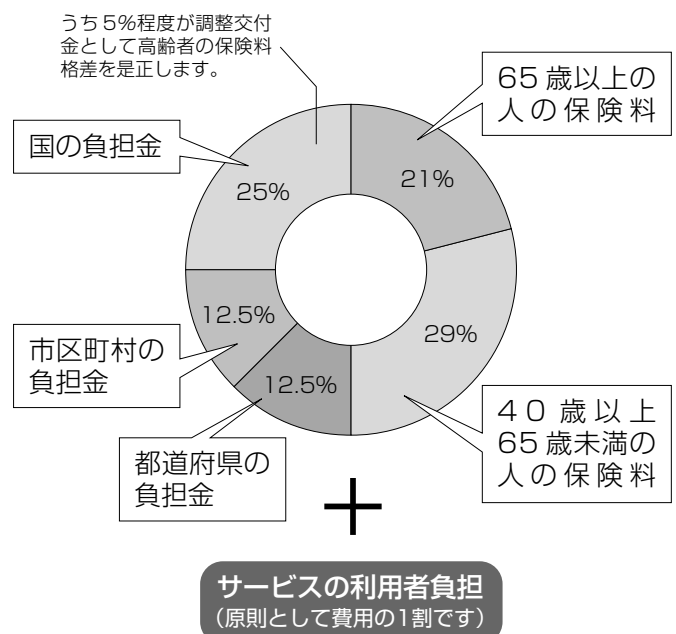
介護サービス利用量の増加

介護サービスの充実・質の確保

人の確保・施設などの整備

保険料の見直し

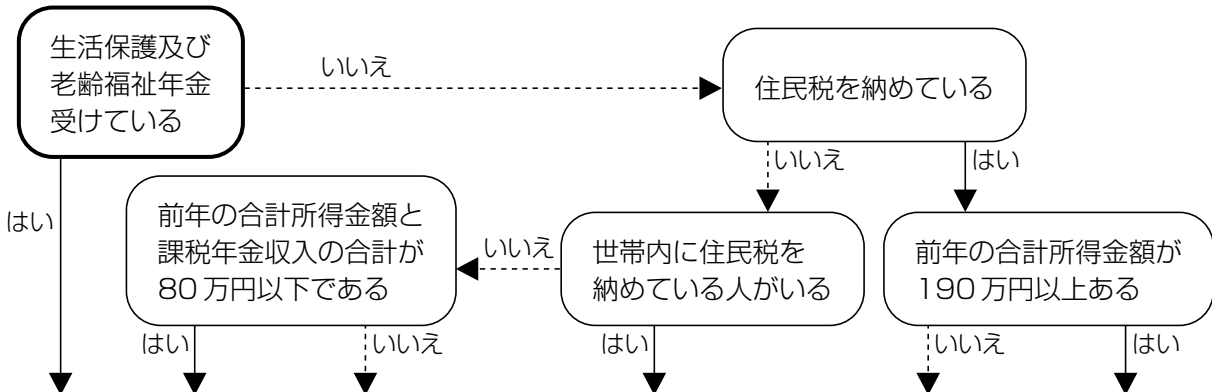
## 介護保険の財源内訳



# 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の決まり方

保険料は所得に応じてつぎの6段階のいずれかに決まります。

スタート 保険料の算定に関する基準 (一人あたりの月額)



段階	第1・2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
対象者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 で住民税非課税世帯	住民税非課税世帯	本人住民税非課税	本人住民税課税 (合計所得 190万円未満)	本人住民税課税 (合計所得 190万円以上)
納付額	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
月額	2,900円	4,350円	5,800円	7,250円	8,700円
年額	34,800円	52,200円	69,600円	87,000円	104,400円

年度の途中で  
65歳になる人  
の介護保険料

65歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐには年金から天引きとならず、納付書で納めることとなります。また、64歳までの第2号被保険者分の保険料とは重複しません。

保険料の納めかたは、受給している年金の額によって違います。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。どちらの納めかたになるかは、年金の受給額などで決まります。

**年金から天引き(特別徴収)**  
・年金が年額18万円  
(月額1万5千円)以上の人

《納めかた》

偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に支払われる年金からあらかじめ差し引かれます。4・6・8月は前年度2月分の保険料額と同額を納めます(仮徴収)。10・12・2月は決定した年額保険料から仮徴収分を差し引いた残額を振り分けて納めます(本徴収)。

**納付書による納付(普通徴収)**  
・年金が年額18万円  
(月額1万5千円)未満の人  
・老齢福祉年金のみ受給している人  
・年度途中で65歳になった人  
・他の市町村から転入してきた人  
・年度の途中で、所得段階が変更になった人  
・年金が一時差止になった人

《納めかた》

納期ごとに、送られた納付書をもって指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。

**便利な口座振替で納め忘れなし!**

保険料を金融機関などから自動的に振り替えられるため、納めに行く手間が省け、確実に納められます。是非ご利用ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614



# タクシー利用料金の助成について

昨年度に引き続き、高齢者の方々に自動車の運転が出来ない方や、公共交通機関の利用が困難な方等の日常生活の利便を図ることを目的にタクシー利用料金の一部を助成する事業を行っています。申請は随時受付しています。

## 1. 実施期間

平成27年3月31日まで

## 2. 助成対象要件（以下の①～⑤全てに該当する方が対象となります。）

- ① 65歳以上の方
- ② 町内に住所を有する者でかつ在宅で生活を営む方
- ③ 自家用車で移動が困難な方（次のいずれかに該当する方）
  - ・ 自動車運転免許証がない方
  - ・ 自動車を所有していない方
  - ・ 自動車を所有しているが利用出来ない理由がある方
- ④ 公共交通機関である駅又はバス停から1キロメートル以上離れた場所に住まわれている方
- ⑤ 病院、役場、最寄り駅までのタクシー利用料金が千円を超える場所に住まわれている方

【対象となる主な地区】 ※一部地域も含む。

恵比須浜（恵比須浜、田井）  
山河内（白沢、打越、かんば、府内、西山、大越、明丸）  
西河内（木谷野、馬木、原ヶ野、平戸、庄瀬、はりま、中村）  
北河内（大戸、久望、北分）  
赤松（耳瀬、新発谷、影野、原尻、栗作、日浦）  
木岐（山座）



## 3. 利用出来るタクシー

（有）海南タクシー、由岐タクシー

## 4. 助成の額

1回につき1,000円以上の料金を助成します。（助成券の交付枚数 月8枚）

【例】タクシー料金2,500円の場合 → 利用者負担1,000円 助成金額1,500円  
※タクシー料金の額に関係なく1回の乗車につき支払う金額は1,000円です。

## 5. 利用方法

### 登録申請

役場窓口で申請書を記入し、申請いただきます。  
・ 役場総務企画課 ・ 由岐支所 ※代理の方でも申請は可能です。

### 助成券交付

申請後、内容確認し利用月までに助成券を交付します。（毎月）

### タクシー利用

町内のタクシーを利用し、料金お支払いの時に助成券を運転手に渡し、1,000円をお支払いください。  
※行き先は町内の病院、役場及び最寄り駅と帰りは自宅に限られます。

◎タクシー利用料金助成に関するお問い合わせ先

役場総務企画課 ☎ 77-3611

# 平成26年度 犬の登録及び狂犬病予防注射について（お知らせ）

平成26年度狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼われている皆さまは、お近くの実施場所で受けてください。

## 4月23日(水) 中止の場合は5月7日(水)

地区名	場 所( 付近 )	時 間	地区名	場 所( 付近 )	時 間
町内全域	美波町役場	8:30 ~ 8:40	西河内	農協西河内事業所	11:15 ~ 11:25
山河内	原田裕文さん宅	8:55 ~ 9:05	寺 込	コインランドリーはら	11:30 ~ 11:40
山河内	旧出雲食堂	9:10 ~ 9:15	弁才天	ドライブイン橋本	11:45 ~ 11:55
山河内	消防山河内分団詰所	9:25 ~ 9:30	赤 松	農協赤松出張所	13:00 ~ 13:10
山河内	府内バス停留所	9:35 ~ 9:45	赤 松	赤松上集会所	13:15 ~ 13:20
山河内	西山橋	9:50 ~ 9:55	赤 松	赤松中央橋西詰	13:30 ~ 13:35
山河内	春田裕計さん宅	10:05 ~ 10:10	赤 松	安井理容前	13:40 ~ 13:50
西河内	原ヶ野バス停留所	10:20 ~ 10:25	赤 松	清水照男さん宅	13:55 ~ 14:00
西河内	はりま集会所	10:30 ~ 10:35	赤 松	赤石橋	14:05 ~ 14:10
西河内	丹前バス停留所	10:40 ~ 10:50	赤 松	井上建設	14:20 ~ 14:30
西河内	浜田安昭さん宅	11:00 ~ 11:10	奥 潟	奥潟公民館	14:50 ~ 15:05

## 4月24日(木) 中止の場合は5月8日(木)

桜 町	美波保健所	8:30 ~ 8:55	西 町	楠本組	12:40 ~ 12:55
外ノ磯	大黒利夫さん宅	9:00 ~ 9:10	井ノ上	教育センター	13:00 ~ 13:10
桜 町	海南タクシー	9:15 ~ 9:20	大 戸	旧北川酒店前	13:20 ~ 13:30
桜 町	大黒直一さん宅	9:25 ~ 9:30	大 戸	大戸バス停留所	13:35 ~ 13:40
東 町	日和佐漁協	9:35 ~ 10:00	大 戸	川越正武さん宅	13:50 ~ 14:00
東 町	八幡神社	10:05 ~ 10:15	大 戸	ヤマギシズム実顕地入口	14:10 ~ 14:20
西 町	美波町役場	10:20 ~ 10:30	北 分	西谷橋	14:30 ~ 14:40
恵比須浜	津波避難タワー	10:35 ~ 10:50	北河内	北河内集会所	14:45 ~ 14:55
田 井	旧日和佐老人ホーム	10:55 ~ 11:00			

## 4月25日(金) 中止の場合は5月9日(金)

西の地	美波町由岐支所	8:30 ~ 9:00	田 井	田井団地浜口さん宅	11:55 ~ 12:00
伊座利	伊座利漁協前	9:45 ~ 9:55	田 井	田井公民館	13:00 ~ 13:10
阿 部	阿部公民館	10:15 ~ 10:30	木 岐	木岐公民館	13:15 ~ 13:30
志和岐	志和岐漁協	10:55 ~ 11:10	木 岐	白浜公民館	13:35 ~ 13:45
東由岐	東由岐公民館	11:15 ~ 11:30	木 岐	木岐奥公民館	13:50 ~ 14:00
西由岐	西由岐大藤商店	11:35 ~ 11:50	西の地	美波町由岐支所	14:10 ~ 14:30

### ■料金

◎予防注射のみ…3,000円 ◎予防注射と登録…6,000円〔登録料3,000円〕  
新規登録される方は、印鑑もご持参ください。  
おつりのいらぬようお願いいたします。

### ■小雨の場合は実施します。

登録は、犬の生涯に1回のみ。注射は、毎年1回行います。生後3ヶ月以上の飼育犬が対象です。

犬が死亡したとき、犬の所在地が変わったとき及び飼い主が変わったときは役場住民生活課まで届け出をしてください。

登録していない犬や、放し飼いの犬は、野犬として捕獲します。飼育できなくなった犬は、保健所で引き取ります。

### 犬の登録鑑札の様式が 変わりました!!

「犬鑑札」の様式が平成26年度交付分から、これまでのアルミ製からステンレス製に変わりました。すでにアルミ製の犬鑑札の交付を受けている場合は、そのままアルミ製の鑑札が有効ですので、手続きは不要です。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613 由岐支所 ☎ 78 - 2211



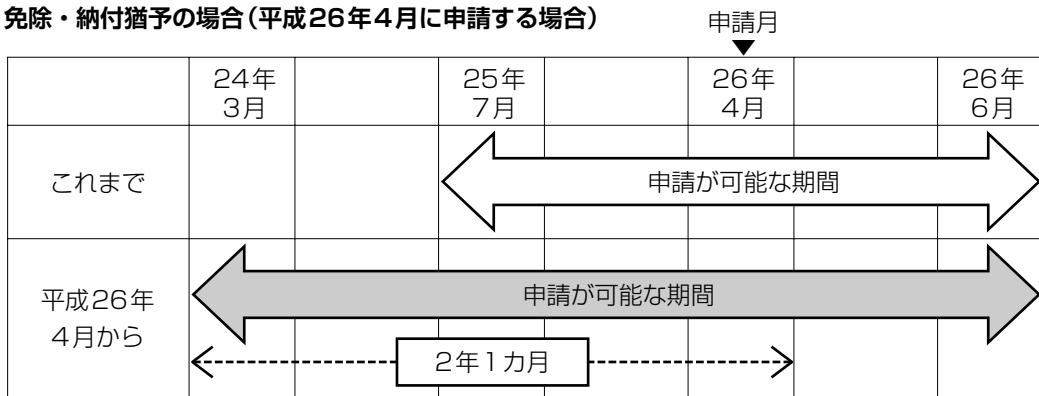
# 平成26年4月から

## 国民年金保険料の取扱いが次のとおり変わります

### 1. さかのぼって免除申請ができるようになります

これまでは、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は4月)まででした。平成26年4からは過去2年(2年1カ月前)までさかのぼって申請ができるようになります。(学生納付特例も同様です)

【例】免除・納付猶予の場合(平成26年4月に申請する場合)



《手続き》 お住まいの市(区)役所・町村役場または年金事務所に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」または「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

【ご注意ください】

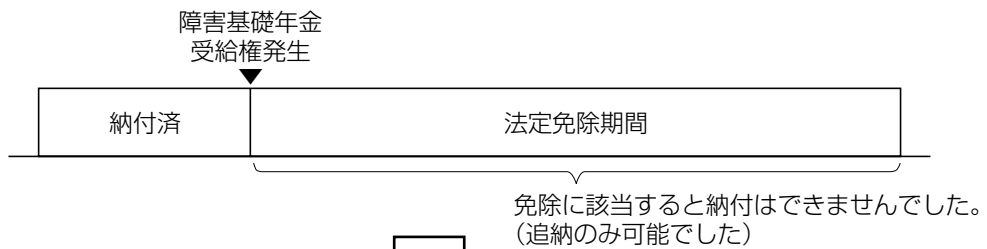
- ・免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- ・学生であった期間は、学生納付特例に限られます。
- ・免除は前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

### 2. 法定免除期間の保険料が納付できるようになります

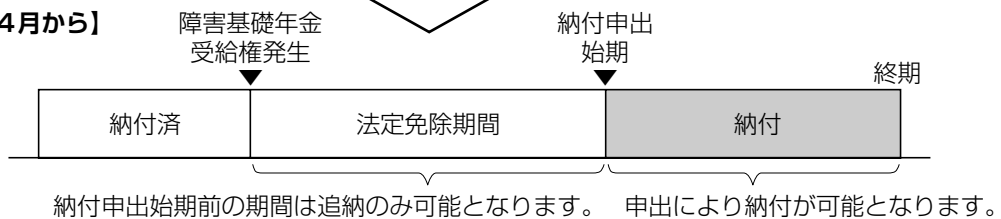
これまでは、法定免除を受けている方が保険料を納めるときは、保険料の後払い(追納制度といいます。追納制度は加算金が付く場合があります)のみ可能でした。

平成26年4月からは、法定免除期間のうちご本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになります。

【これまで】



【平成26年4月から】



《手続き》 お住まいの市(区)役所・町村役場または年金事務所に「国民年金保険料免除期間納付申出書」を提出してください。

【ご注意ください】

納付申出することができる期間は、平成26年4月以降の期間です。

### 3. 付加保険料も2年間納付できるようになります

これまで、付加保険料は納期限(翌月末)までに納めなければ、自動的に納めることができなくなる取扱いでした。

平成26年4月からは、国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになります。

《手続き》 現在、付加保険料を納めている方については、手続き不要です。

#### 【ご注意ください】

- ・付加年金は申し込みをした月からの加入となります。さかのぼって加入することはできません。
- ・国民年金保険料を納めていない月は付加保険料を納めることができません。
- ・国民年金基金に加入している方は付加年金に加入することができません。

#### 【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所 国民年金課 (電話：088-652-3114)  
〒770-8054 徳島市山城西4-45

## 平成26年4月から

## 年金の受け取りなどの仕組みが一部変わります

### 1. 子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまで、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていました。

平成26年4月からは、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。

### 2. 未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまで、未支給年金を受け取れる遺族の範囲は亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でした。

平成26年4月からは、これに加え「それ以外の3親等内の親族(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)」まで広がります。

<新たに未支給年金を受け取れる遺族>

1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

### 3. 繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます

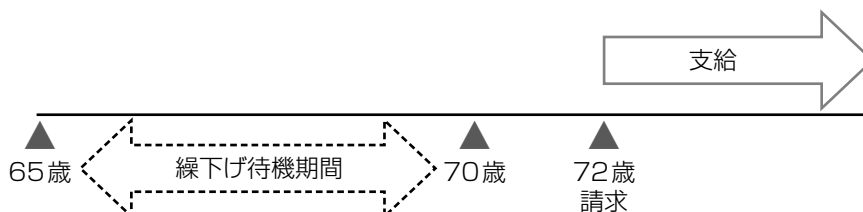
これまで、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金が支給されていました。

平成26年4月からは、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

<例：65歳で老齢年金を受給できる方が72歳で繰下げ請求した場合>

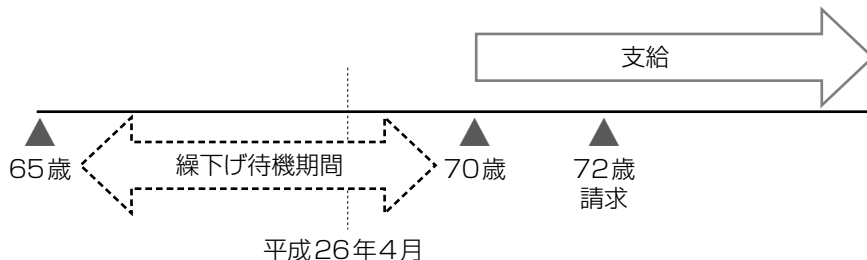
#### 【これまで】

請求をした月の  
翌月から支給



【平成26年4月から】

70歳到達月の  
翌月分から支給



#### 4. さかのぼって障害者特例による支給を受けられます

これまでは、障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にある方が障害者特例(特別支給の老齢厚生年金に定額部分が加算)の請求をした場合、請求月の翌月から障害者特例による支給がされていました。

平成26年4月からは、すでに障害年金を受けている方が請求した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得したときにさかのぼって障害者特例による支給を受けられます。

#### 5. 障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます

これまでは、障害年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。

平成26年4月からは、省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

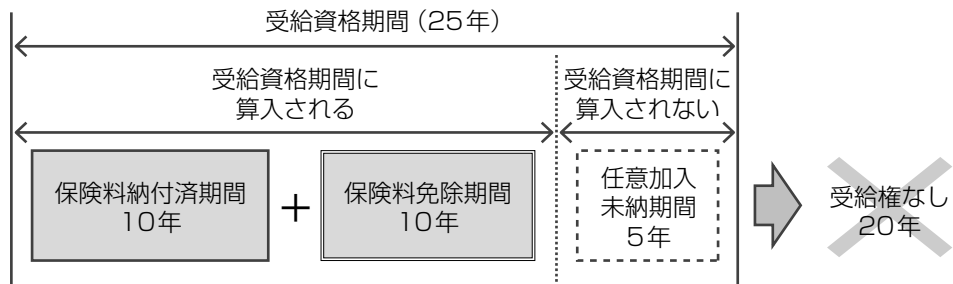
#### 6. 国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまでは、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されませんでした。

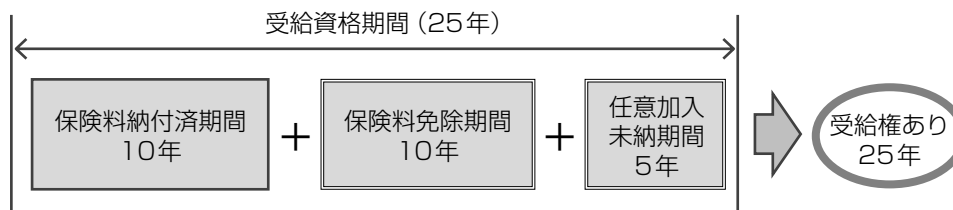
平成26年4月からは、この未納期間は合算対象期間\*として受給資格期間に算入されます。

\*合算対象期間は、年金の受取額には反映されません。

【これまで】



【平成26年4月から】



#### 7. 年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

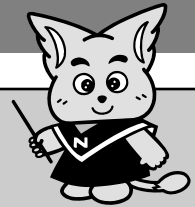
年金受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)は所在不明である旨の届出をする必要があります。

(注) 届出後、生存の事実確認を行い、確認できない場合は年金の支払いが一時止まります。

#### 【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所(電話:088-652-1511)  
〒770-8054 徳島市山城西4-45

# 国民年金だより



扶養されてる方に、20歳以上の学生の方は  
いらっしゃいませんか？

## 「学生納付特例制度」をご存知ですか！

国民年金は20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。  
国民年金保険料を納めることが困難な学生の方には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、  
保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ■対象となる学生

大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校(知事の認可を受けている学校で修業年限が1年以上である課程)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき。

### ■手続き

在学証明書または学生証の写し、年金手帳、印鑑をご持参の上、住民登録をしている市町村役場国民年金担当窓口で申請してください。(毎年申告が必要です。)

### ■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

### ■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間について10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じ政令で定める額が加算されます。

## 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 受給資格期間に		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間に	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613 由岐支所 ☎ 78 - 2211



# 定住自立圏共生ビジョン事業

阿南市を中心市として取り組んでいます定住自立圏共生ビジョン事業の主な事業についてご紹介します。この事業では、美波町内に住所を有している方が阿南市内の方々と同様のサービスを受けることができます。

## 保育所広域入所の実施について

阿南市内の保育所への広域入所が可能となっています。

ただし、広域入所の実施については保護者の勤務地や勤務時間の都合により、阿南市の保育所に入所した場合に児童の送迎等に無理が生じるなどの理由や入所を希望する各保育所が受入可能な状態であることが条件となります。

なお、広域入所の実施を希望される場合は、阿南市役所こども課へお申込みください。

【お問い合わせ先】 阿南市役所 こども課 ☎ 0884 - 22 - 1593  
美波町役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614

## 公共施設の利用について

### ◆スポーツ施設

- ・阿南市スポーツ総合センター 場所 阿南市七見町下川田 100-1  
電話 0884-22-2300 開館 9:00 ~ 閉館 22:00
- ・阿南市羽ノ浦健康スポーツランド 場所 羽ノ浦町大字宮倉字沢田 132  
電話 0884-44-3000 利用時間 9:00 ~ 21:00 (曜日、季節により時間変更有)
- ・阿南市那賀川スポーツセンター 場所 阿南市那賀川町苅屋 354-1  
電話 0884-42-0390 開館 9:00 ~ 閉館 22:00
- ・阿南市B & G海洋センター 場所 阿南市津乃峰町長浜 387  
電話 0884-27-2427 開館 9:00 ~ 閉館 22:00
- ・阿南市那賀川B & G海洋センター 場所 阿南市那賀川町今津浦向新田 20-5  
電話 0884-42-2600 開館 9:00 ~ 閉館 22:00
- ・阿南市市民グラウンド、市民体育館など他の施設や、上記施設の休館日、利用料金などは阿南市ホームページをご覧ください。

### ◆図書館

- ・阿南図書館 場所 阿南市領家町本荘ヶ内 121  
電話 0884-23-2020 開館 9:00 ~ 閉館 18:00 (土・日は 17:00 まで)
- ・那賀川図書館 場所 阿南市那賀川町苅屋 308-1  
電話 0884-42-3111 開館 10:00 ~ 閉館 18:00
- ・羽ノ浦図書館 場所 阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ 16-3  
電話 0884-44-2100 開館 10:00 ~ 閉館 18:00

## 阿南市成人大学講座の受講について

阿南市では、5月から毎月1回(12月は除く)成人大学を実施しています。

- ◆募集定員 20名程度
- ◆受講資格 学習意欲のある人
- ◆受講期間 5月~2月(年間9回)
- ◆受講料 年間1,500円(料理教室、現地研修など実費負担があります)
- ◆受講場所 阿南市ひまわり会館他 阿南市富岡町北通 33-1
- ◆申込締切 4月30日(水)
- ◆申込先 日和佐公民館 ☎ 77 - 0028 (※美波町でまとめて阿南市へ申し込みます)

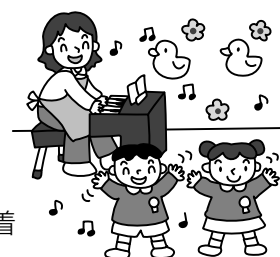
## 平成26年度 阿南市成人大学講座実施計画

講座	日時	テーマ	会場	内容	講師
第1回	5月22日(木) 18:30～	開講式	ひまわり会館 ふれあいホール	未定	美波町長 影治信良
第2回	6月17日(火) 19:00～	歴史	ひまわり会館 ふれあいホール	蘭学者 橋本宗吉(曇斎)の一生と背景	阿南市史編纂室長 古川良夫さん
第3回	7月5日(土) 19:00～	天文	ひまわり会館 ふれあいホール	JAXA講演会	JAXA講師
第4回	9月17日(水) 19:00～	自然	ひまわり会館 ふれあいホール	渡り蝶「アサギマダラ」とフジバカマ	アサギマダラ愛好家 撫中義美さん
第5回	10月上旬	現地研修	大阪府	未定	
第6回	11月22日(土) 10:00～ 14:00～	調理	ひまわり会館 グルメルーム	健康食	食生活改善推進委員 井村玉恵さん
第7回	12月14日(日) 9:00～	人権フェスティバル参加	文化会館 夢ホール	未定	未定
第8回	平成27年 1月24日(土) 13:30～	生涯学習推進大会参加	未定	未定	未定
第9回	平成27年 2月4日(水) 18:30～	健康閉講式	ひまわり会館 ふれあいホール	健康寿命をのばす運動	徳島大学 大学開放実践センター 教授 田中俊夫さん

※講座内容等についても、日和佐公民館にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 日和佐公民館 ☎ 77-0028

## 美波町臨時職員(保育士)募集



1. 募集内容 募集職種：保育士 募集人員：若干名
2. 提出書類 (1) 履歴書(市販用紙、要写真貼付) (2) 資格証の写し
3. 応募受付 (1) 受付場所：美波町役場総務企画課又は由岐支所  
(2) 応募締切：平成26年4月30日(水)まで ※郵送の場合は必着
4. 選考方法 面接 ※試験日については、応募された方、各人宛にご連絡します。
5. 応募資格 (1) 保育士資格(平成26年3月末までの保有見込含む)  
(2) 心身共に健康な人(年齢、性別は問いません。)  
(3) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない人
6. 勤務条件等 (1) 雇用期間：平成26年4月2日より平成26年9月30日まで(6ヶ月のみ更新あり)  
(2) 勤務時間：フルタイムの場合、月曜日から金曜日7:30～18:15のうち7時間45分  
(交代で土曜日勤務あり。希望に応じて週3日、4日の勤務も可能です。勤務時間を含めご相談ください。)  
(3) 賃金：フルタイム勤務の場合、月額142,000円(平成25年度実績)、一時金：有パートの場合、時給950円

詳細については、美波町役場 総務企画課(☎ 77-3611)へお問い合わせください。

〈郵送の場合の送付先〉〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町総務企画課



## 第8回 徳島県グリーンサッカー大会出場

平成26年3月16日(日)、徳島スポーツビレッジで開催された、第8回徳島県グリーンサッカー大会に美波町女子サッカーチームの「ミナ美ナミ」が、海部郡代表として出場し、各支部を勝ち進んできた9チームの中で、激闘を繰り広げてきました。

サッカーを楽しむ事を基本とし、来年は徳島県1位を目指しこれからも頑張っていきます！



## 第20回 B & G財団会長杯争奪 家庭婦人バレーボール由岐大会



期日 3月16日(日) 場所 由岐B & G海洋センター

9チーム(美波町から由岐V-クラブ、日和佐体協)が参加

### 橘体協が初優勝！

橘体協 (Bゾーン1位) 2-0 穴喰クラブ (Aゾーン1位)

2連覇(第18回大会・第19回大会優勝)していた穴喰クラブは準優勝。



優勝した橘体協



準優勝の穴喰クラブ

## 第8回 美波町長杯壮年野球大会



優勝 見能林オールスター  
準優勝 甲子汽船OS

会場 日和佐グラウンド、日和佐中学校グラウンド

試合日 3月9日(日)、16日(日)



優勝した見能林オールスター

**徳島県からのお知らせ**  
**PM2.5の注意喚起について**

PM2.5が高濃度(一日平均値70μg/m<sup>3</sup>超)になると予測される場合は、注意喚起を行います。

「すだちくんメール」へぜひご登録ください。

登録が完了すれば、注意喚起を行った際、その情報がパソコンや携帯電話に届きます。登録について

<http://www.ourtokushima.jp>

(受信するには、「すだちくんメール」の登録及びメールマガジン配信の設定が必要です。)



**美波町鳥獣侵入防止柵等設置支援事業**

有害鳥獣からの農林産物被害の防止・軽減を目的とし、新たに侵入防止柵を、自力施工にて設置する場合に、その資材費を、予算の範囲内で助成いたします。



町内に住所を有し、農業又は林業に従事し収益を得ている者が自力施工にて設置行う場合

**補助額**

侵入防止柵にかかる資材費の2分の1以内

**申請期間**

平成26年4月15日～平成26年5月12日(土・日・祝除く)

**申請書に必要なもの**

申請書・見積書・カタログ・図面・設計書及び利用目的が分かる書類

※助成対象(件数)は、1軒から可能ですのでお気軽にお問合せください。

※予算の都合上、要望がそのまま決定ではありませんので、ご留意ください。

※申請書は、役場・産業振興課にございますので、窓口までお越しください。

**お問合せ先**

役場産業振興課  
☎ 77-3617

**第7回西日本生涯還暦野球大会**



「生涯現役で野球を楽しむ」を合言葉に60歳以上の選手が出場する西日本生涯還暦野球大会が4月19日・20日の2日間開催されます。

県外チーム16チームを含む32チームが参加、阿南市・那賀町・美波町の8会場で熱戦が繰り広げられ、この大会は阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン事業に位置付けられています。

美波町では、日和佐グラウンド(大浜海岸横)と旧日和佐高校グラウンドが会場となり、地元からは日和佐のみがオールスターズと県南クラブの2チームが出場し、4チームによるリーグ戦が行われます。是非ご観戦いただき、多くの声援をよろしく願います。

**大会日程**

- 4月19日
  - 第1試合 11時00分～
  - 第2試合 12時45分～
  - 第3試合 14時30分～
- 4月20日
  - 第1試合 9時00分～
  - 第2試合 10時45分～
  - 第3試合 12時30分～

**親睦と融和、健康の増進に!! 仲間募集中!**

日和佐オールスターリーグは6チーム、20代～60代の約80名が参加し、早朝野球をしています。

只今、選手を大募集中! 野球経験はまったく必要なし! みんなで仕事前に楽しく! いい汗かきませんか? お問い合わせ先

事務局長 丸山  
☎ 090-4503-5989

**県立南部テクノスクール 職業訓練生募集**

**訓練科**

IT技能科2

**内容**

ワード、エクセル、パワーポイント、簿記会計 等

**定員**

15名(母子家庭の母等の1名を含む)

**対象**

離転職者等で、公共職業安定所長から受講あっせんを受けたい人

**訓練期間**

6月25日～9月24日

(土・日・祝日・お盆は休校日)

**訓練時間**

9時15分～15時40分

**訓練場所**

・日和佐総合体育館会議室  
・道の駅日和佐物産館会議室

**受講料**

無料 ※テキスト代は自己負担

**申込期間**

4月30日～5月29日

**申込先**

居住地を所管する公共職業安

**定所へ**

**お問い合わせ先**

公共職業安定所または南部テクノスクール(☎0884-26-0250)へ

**四国財務局からのお知らせ  
国有地の取得に関する架空話(うまい話)にご注意!!**

近時、国有地の取得に関する架空話が多数発生しています。

○国有地は、原則として一般競争入札で売却します。財務省の職員が、個別に国有地について、随意契約できるような働きかけを行い、個人や特定の民間企業に対し、直接随意契約で売り払うことは、一切ありません。

○国有地の売却情報については、左記の財務省財務局ホームページをご確認ください。  
[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/zaimu/zaimu.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/zaimu.htm)

○また、少しでも不審な点があれば、左記の財務局・財務事務所へ、すぐにご連絡・ご相談ください。

**お問い合わせ先**

四国財務局 徳島財務事務所 管財課

☎ 088-622-5181



# 教育委員会からのお知らせ

## 4月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成26年4月30日(水)  
午前9時30分～
- 場所 日和佐公民館 3階会議室

# 徳島ヴォルティス ホーム試合日程表

試合会場 鳴門・大塚スポーツパーク  
ポカリスエットスタジアム

開催日	開始時間	対戦相手
4月6日(日)	13:00	川崎フロンターレ
4月19日(土)	14:00	清水エスパルス
4月26日(土)	14:00	アルビレックス新潟

# 5月 まちの相談カレンダー

1日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
8日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
13日	火	人権相談 (9:00~12:00) 日和佐隣保館
14日	水	行政相談 (13:00~15:00) 由岐公民館
15日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐隣保館
22日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
29日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

(受付日/月~金 8:30~17:00 土・日・祝祭日休)

連絡先/美波町社会福祉協議会 ☎77-0342  
由岐支所 ☎78-1792

# 町民文芸

## 由岐句会

- 箱眼鏡身を乗り出して海胆を探る 住谷 喜舟  
若布干す海光まぶし島港 由岐 亮子  
潮騒のとどく日だまり桜草 米山 玉子  
波しぶく灯台岬鳥雲に 戎谷 久代  
飼い主に合わず犬の歩木の芽道 戎谷 利公  
春炬燵読書にふける部屋ひとり 松内 きぬ  
鳥帰る四季を記して海渡る 松内 澄魚  
吹く風に潮の香ほのと木の芽張る 森 浄子  
大地より峰せり上がり春筈 中川 秀司  
入会のさそい三度目ねぎ坊主 下町 昭  
久方に笑い持ち寄る春炬燵 森本富美子

## 松苗木岐句会

- 胸白く今来しばかり初燕 三谷 静枝  
九輪塔映ゆる水面や鳥帰る 海部夫志子  
ぶり返し冷え込む今朝や春暖炉 湊 とおる

## 日和佐短歌会

- 二歳児のことは数増え耳馴れぬ三河弁にも愛しさの湧く 福井 郁子  
北風に晒され咲ける蒲公英の色は清しき春のさきがけ 栗林 和子  
うららかな三月初め土手ゆけば山より聞こゆ驚の声 小延 恭弘  
いかなこのくぎ煮が届く住み古りて神戸の人になりし友より 本庄たえ子

## 投稿(短歌)

父親の五十回忌をそれとなく子らに聞かせて座しましたし母

下町 昭

## 投稿(俳句)

春や春耳かき棒の豆こけし 水温む渚を駆ける裸足の子

勝瑞 高春  
名田みや女

## 日和佐句会

恋猫の呼び合う声や裏の路地 背を丸め寝床出られぬ戻り寒 心して書く心経や筆初め 梅の花開き初めし墓どころ 県境に跨り聳え山笑う

浜名 文子  
寺下岩次郎  
坂井 清  
青山 幸子  
青山 文夫

## 梅薫る善男善女初会式

手作りの籠ごともらう花菜かな 答辞読む腕まつすぐに卒業子 露の臺土をもたげて目覚めけり 下萌えや小川を流る水の綺羅 水仙に留守番たのむ一軒屋

橋本たかき  
本庄 潮乃  
白河 輝女  
福井 咲希  
岡本 真砂  
張野 浩子



町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。原稿は前月の20日前後までに提出してください。

## ■図書館カレンダー

4月の予定 休館日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月の予定 休館日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

# 図書館だより

No.097  
2014年4月号

- 『開館日・時間』 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで  
土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで  
『休館日』 毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) 祝日と年末年始

## 四季草花写真展

4月10日(木)～5月11日(日) 2Fギャラリー



### ■新着本

- スリーパー
  - 岳飛伝 8
  - 嗤う名医
  - 祈りの証明
  - まいない節
  - そして、星の輝く夜がくる
  - 長女たち
  - オバさんになっても抱きしめたい
  - 決意とリボン
  - 龍の行方
  - 獄の棘
  - ひとごと
  - 僕と先生
  - ごちそうさん 上・下  
森下佳子作、豊田美加ノベライズ
  - 銀座千と一の物語
  - 雨の降る日は学校に行かない
  - 小さな異邦人
  - 微睡みの海
  - まほろばの王たち
  - 代理処罰
  - 大人の流儀 4
  - 悪采師
- 榆 周平
  - 北方 謙三
  - 久坂 部羊
  - 森村 誠一
  - 山本 一力
  - 真山 仁
  - 篠田 節子
  - 平安 寿子
  - 林 真理子
  - 遠藤 武文
  - 大門 剛明
  - 森 浩美
  - 坂木 司
  - 藤田 宜永
  - 相沢 沙呼
  - 連城三紀彦
  - 熊谷 達也
  - 仁木 英之
  - 嶋中 潤
  - 伊集院 静
  - 平 茂 寛  
等等

### ■児童本

- かないくん 谷川俊太郎
- 目に見えないもの  
星の王子さまと10人の探究者たち
- なぜなぞフッフッフー 武田美穂
- せいちゃん 松成真理子
- さくらいろのランドセル さえぐさひろこ
- はるねこ かのゆうこ
- おなべおなべにえたかな? こいでやすこ
- だるまなんだ おおなり修司
- ほわほわさくら ひがしなおこ
- いつつごちゃんのはるのいちにち  
かさいまり
- しあわせなワニくんあべこべの1日  
神沢利子
- しあわせなワニくんかんちがいレストラン  
神沢利子

このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733





美波町HP  
QRコード

発行 美波町  
〒779-1209 徳島県海部郡美波町  
<http://www.town.mihama.jp>

編集 美波町総務企画課  
☎ 77-3611  
印刷 森本印刷  
☎ 77-1666

## 人口と世帯 (平成26年3月31日現在)

		前月比
人口	7,532人	( - 7 )
男	3,495人	( - 7 )
女	4,037人	( ± 0 )
世帯数	3,459世帯	( - 1 )

平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

## 今月の納税

納付期限 4月30日(水)  
軽自動車税 全期分

死亡

出生

婚姻

人口動態

## はじめまして 新規採用者を紹介します!



野々松秀明  
(産業振興課)

人の支えになることが好きです。美波町の住民の方々の安全・安心をつくる業務に持続的に貢献していきます。よろしくお願いいたします。



鈴江 朋子  
(総務企画課)

美波町の住民のみなさまのどんな意見にも耳を傾け、地域振興のために積極的に行動できる職員になりたいです。何事にも前向きに頑張りますのでどうぞよろしくお願いいたします。



片矢しのぶ  
(木岐保育園)

地元である美波町で、昔からの夢であった保育士として子どもたちに美波町の良さを伝えていけるように頑張ります。よろしくお願いいたします。

社協だより

## 携帯電話やスマートフォンを子どもに持たせるとき



安全・安心なネット利用のために保護者が行うべき3つのポイント

携帯電話やスマートフォン、タブレット端末などの普及によって、インターネットはますます私たちの生活に身近になりました。最近では、子どもたちも自分の携帯電話を持ち、メールや調べ物、ゲームなどを利用することも多くなりました。一方で、有害情報サイトなどにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも絶えません。そこで、トラブル防止のために、保護者が行うべき3つのポイントを紹介します。

- ポイント1** 子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせるときは目的を明確に
- ポイント2** 有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの活用
- ポイント3** 親子で話し合っ、家庭でのルール作りを

### 《ルール作りのポイント》

- ①子どもの発達に合わせる
- ②子どもと話し合いながら決める
- ③ルールに沿って携帯電話などの機能を設定する
- ④決めた後もルールは定期的に見直す
- ⑤親の経験を通して教える

